

旧中央保健センター庁舎機械警備業務仕様書

1 委託業務名

旧中央保健センター庁舎機械警備業務

2 業務履行場所

旧中央保健センター庁舎及び敷地

3 履行期間

令和5年4月1日 から 令和5年11月1日

※ 履行開始：令和5年4月1日 午前8時45分からの警備

※ 履行終了：令和5年11月1日 午前8時45分までの警備

4 建物概要

所在地：札幌市中央区南3条西11丁目331

規模：6階建て（地下1階・地上6階・塔屋2階）

構造：鉄筋・鉄骨コンクリート造

延べ面積：8,738.46㎡（立駐900㎡含）

敷地面積：1,907.65㎡

竣工年月：平成5年4月

職員数：約20人

1日平均来庁者数：約100人

警備室：南3条通北側玄関横

5 警備方式

機械警備により行うものとする。機械警備業務とは、受託者が設置保有する警備機械を使用し、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務のことをいう。

6 機械警備業務

業務内容は次に掲げるものとする。

(1) 警備業務用機械装置の設置等

警備業務用機械装置の機能は、次に掲げるものとする。ただし、火災、ガス漏れ、エレベータ設備の監視については、旧中央保健センター警備室備付の監視設備を利用することができる。

なお、警戒区域及び時間は階ごとによって異なるため別添1図面を参考に対応可能な装置を設置すること。機械警備開始及び、解除用のカードキー等は15枚程度準備すること。また、業務期間終了後は、警備業務用機械装置を撤去するものとする。

ア 侵入者を感知する機能

イ センサーが感知した内容を表示する機能

ウ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能

- エ 警備の開始、解除の操作を行う機能
- オ 基地局に異常等の信号を送信する機能

(2) 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、機械警備開始した時点（セット時）より、機械警備装置のセットが解除された時点までとする。ただし、警備責任時間帯であっても、警備センサー等の機器がスケジュール機能等により稼働時間を遅らせる等の設定となっている場合は、当該センサー等の警戒区域は、スケジュール機能等により設定された時間が警備責任時間帯とする。

(3) 業務内容

ア 基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検して、異常の有無を確認する。また、火災を感知した場合は、施設への急行と並行して、消防署へ即時通報する。なお、必要に応じて次の業務を行う。

- (ア) 現場に応じた緊急措置
- (イ) 委託者への連絡
- (ウ) 基地局への連絡
- (エ) 警察への通報及び現場検証の立ち会い

イ 警備装置が常に正常な機能を保持するよう定期的に点検等により管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに委託者に報告するものとする。

ウ 警備装置の発報時にあつては、警備業法第43条の規定により定めた「北海道機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」に規定する時間を限度とし、現場に急行すること。

(4) 緊急連絡体制の整備

受託者は、緊急対応が必要な事態の発生等に備え、緊急時の連絡体制を整備し、委託者に届け出ること。

(5) その他

1階南3条通北側玄関横の警備室の扉に電気錠（暗証番号式）を取り付けること。なお、機械警備の機器等同様に業務完了後は撤去を行うこと。

7 提出書類及び報告書

(1) 受託者は、警備業務実施にあたり、警備センサー等の機器設置場所を記載した警備業務実施計画書を作成し、業務開始前までに委託者に提出するものとする。なお、警備業務実施計画書に変更があった場合は速やかに変更内容を確認できる書面を提出するものとする。

(2) 受託者は、毎月警備業務を終了したときは、各日の警備センサーの作動開始時間、解除時間、特記事項等を記入した報告書及び完了届を書面にて委託者に提出し、確認を受けるものとする。

8 施設の利用時間について

施設の利用時間については下表のとおりとする。

(1) 正面玄関

	開錠（開放）	施錠（閉鎖）
月	休館日	休館日
火	午前8時30分	午後8時30分
水	午前8時30分	午後8時30分

木	午前8時30分	午後8時30分
金	午前8時30分	午後8時30分
土	午前8時30分	午後8時30分
日	午前9時30分	午後6時00分
祝日	午前9時30分	午後6時00分

(2) 南3条通北側玄関

毎日、午前7時ごろに開錠（開放）し、午後10時30分ごろに施錠（閉鎖）。

9 費用の負担

- (1) 警備対象施設への機器・部品の設置及び契約期間終了又は中途解約による当該機器・部品の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。
- (2) 対象施設に設置した警報機器等の工事配線については、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。
- (3) 対象施設と警備本部間の通信回線は固定回線によるものとし、また、停電時にも対応可能な予備回線（固定回線に限らない）の設置を行うこと。接続に係る手続き、費用は受託者が実施、負担するものとする。
- (4) 本業務に係る対象施設と受託者受信装置間の通信回線使用料は、受託者が負担するものとする。
- (5) 契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した警備機器・部品をき損・紛失させた場合は、委託者がその実費を支払うものとする。

10 原状回復の義務

受託者は、警備機器及び電気錠の設置、修繕または撤去等に係る工事に伴い、契約物件に損害を与えた場合は原状に復さなければならない。

11 その他

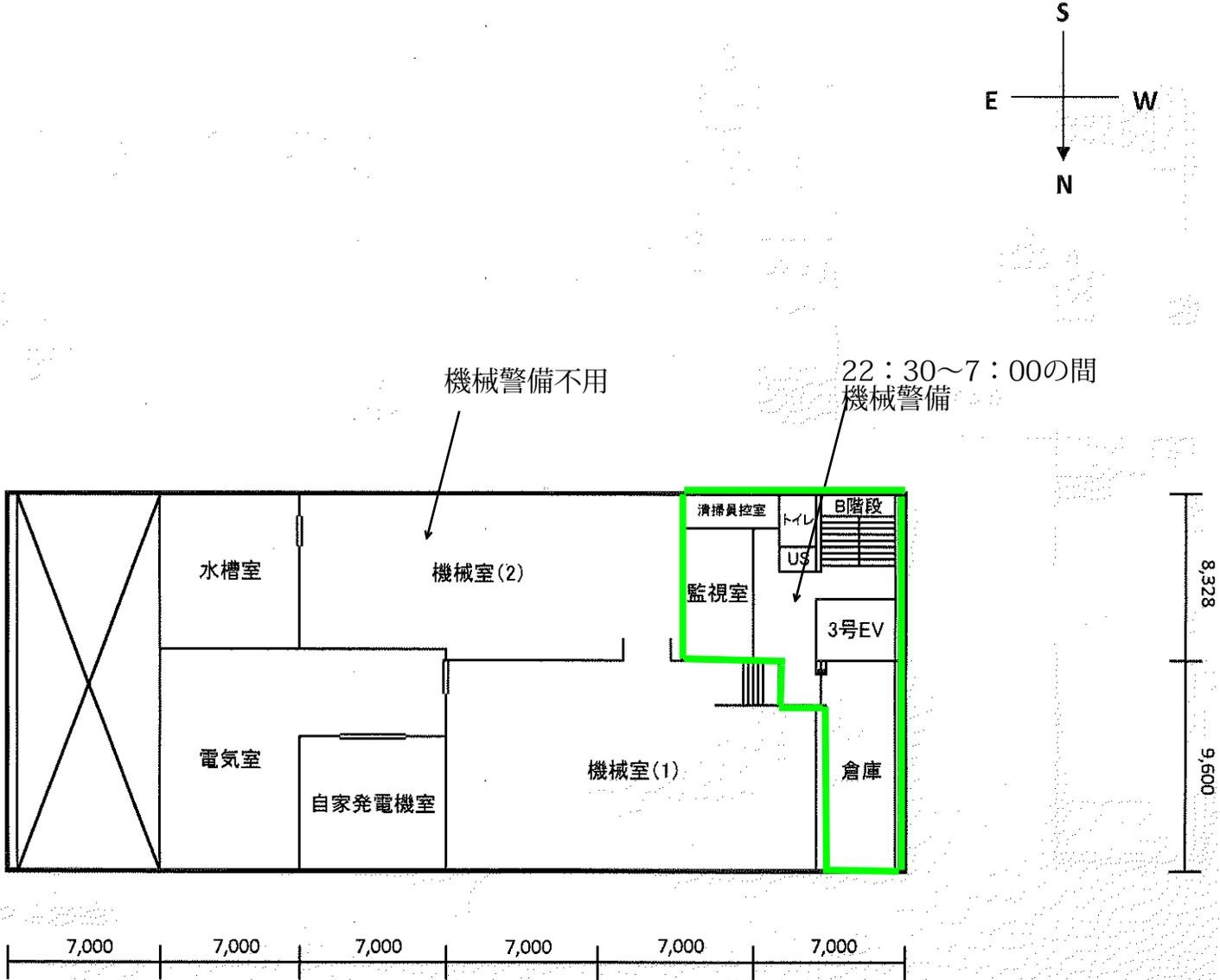
- (1) 受託者は警備業法等、その他法令の定めるところにより誠実に業務を行うこと。
- (2) 業務の遂行に当っては、委託者と連絡を密にし、事故等が発生した場合は、受託者は必ず委託者に報告し指示を受けること。
- (3) この仕様書に定めのない事項は、委託者と協議のうえ実施するものとする。

12 本件に係る問い合わせ先

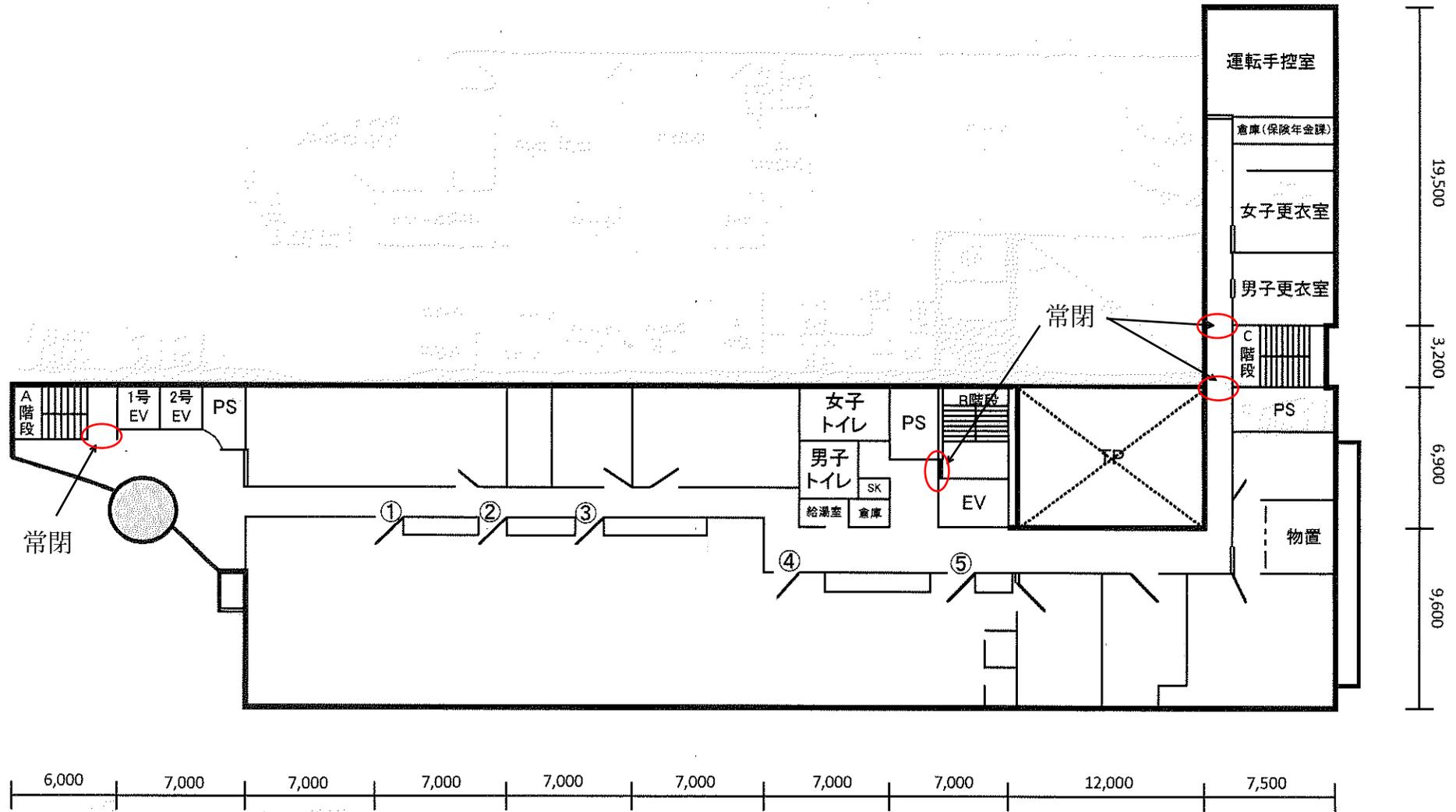
札幌市市民文化局地域振興部区政課 担当 山谷
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2176 FAX：011-218-5156

<参考>

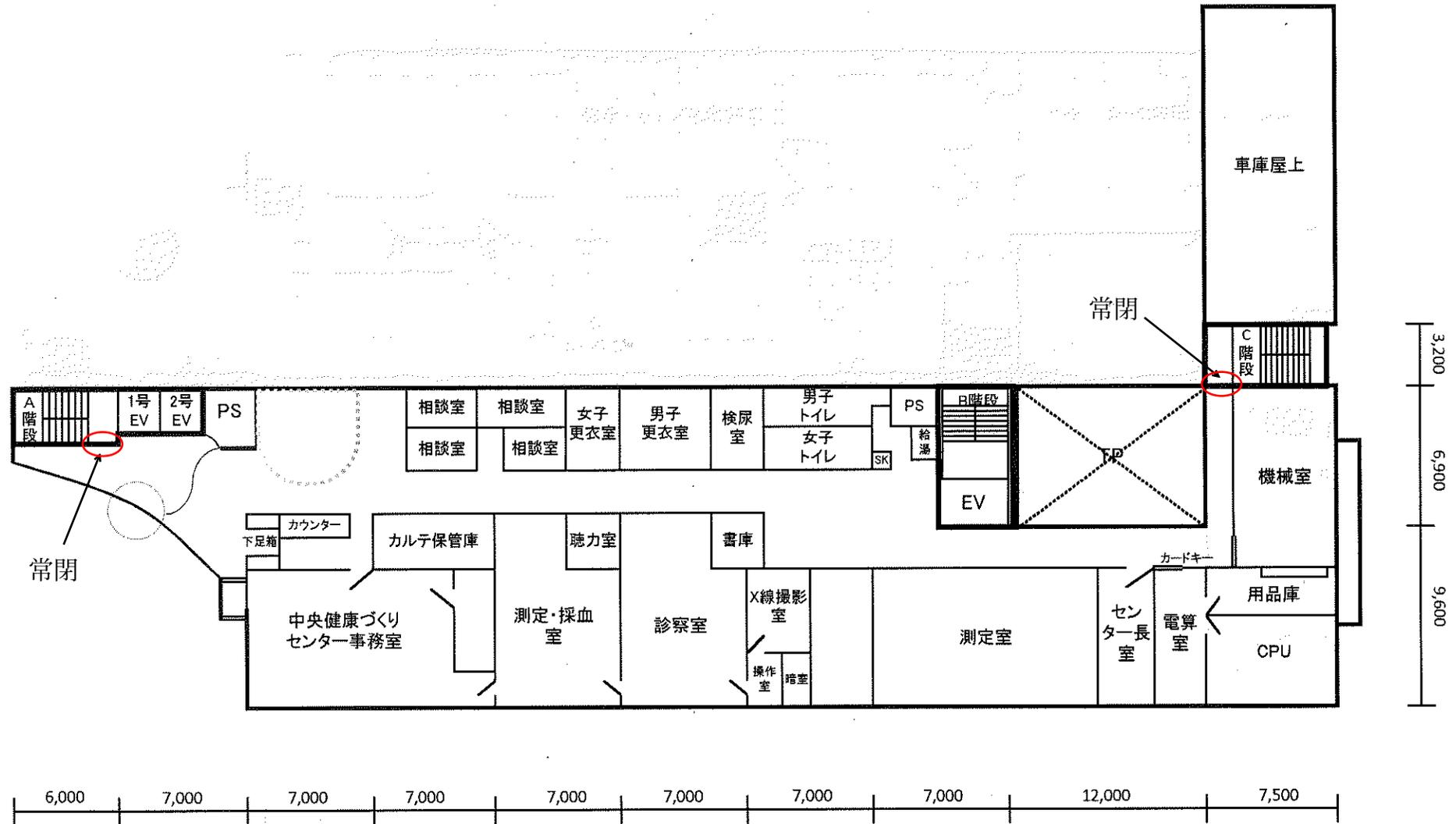
中央保健センター(地下1階平面図)



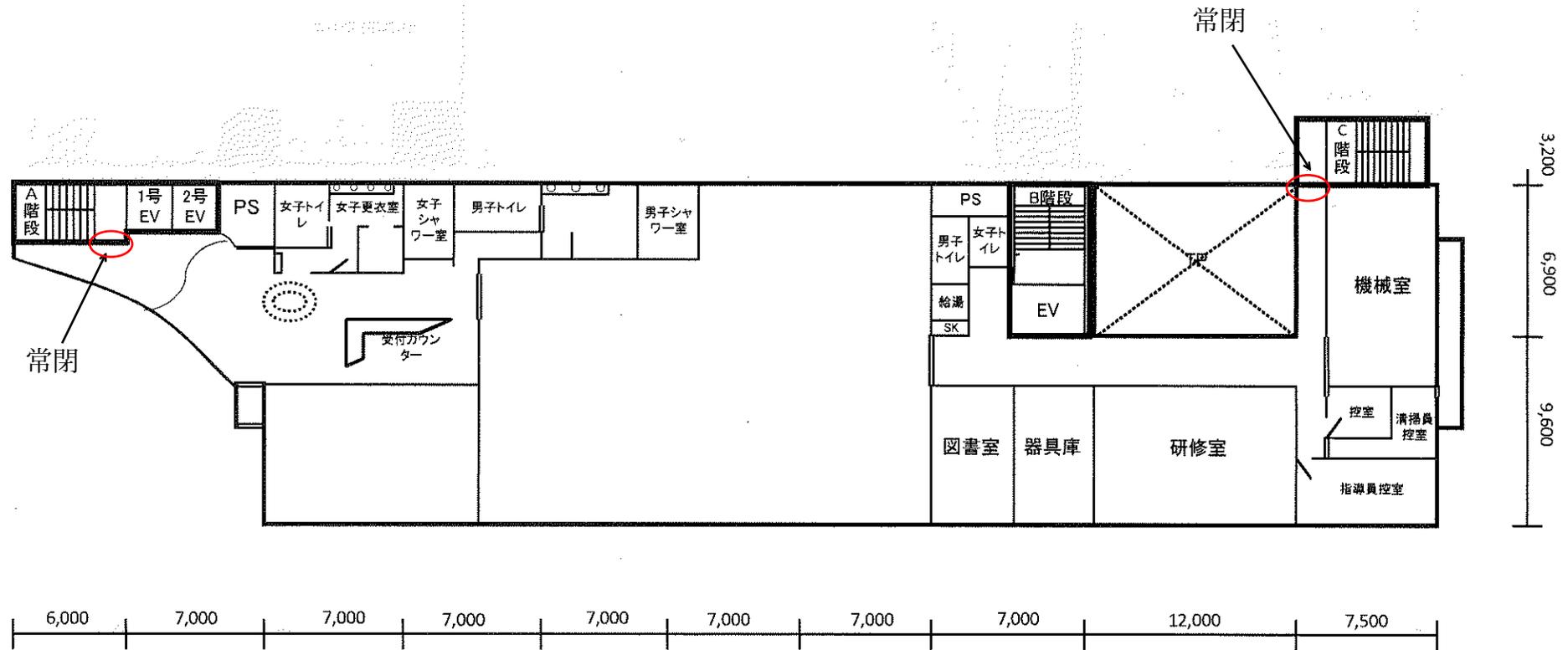
中央保健センター(2階平面図)



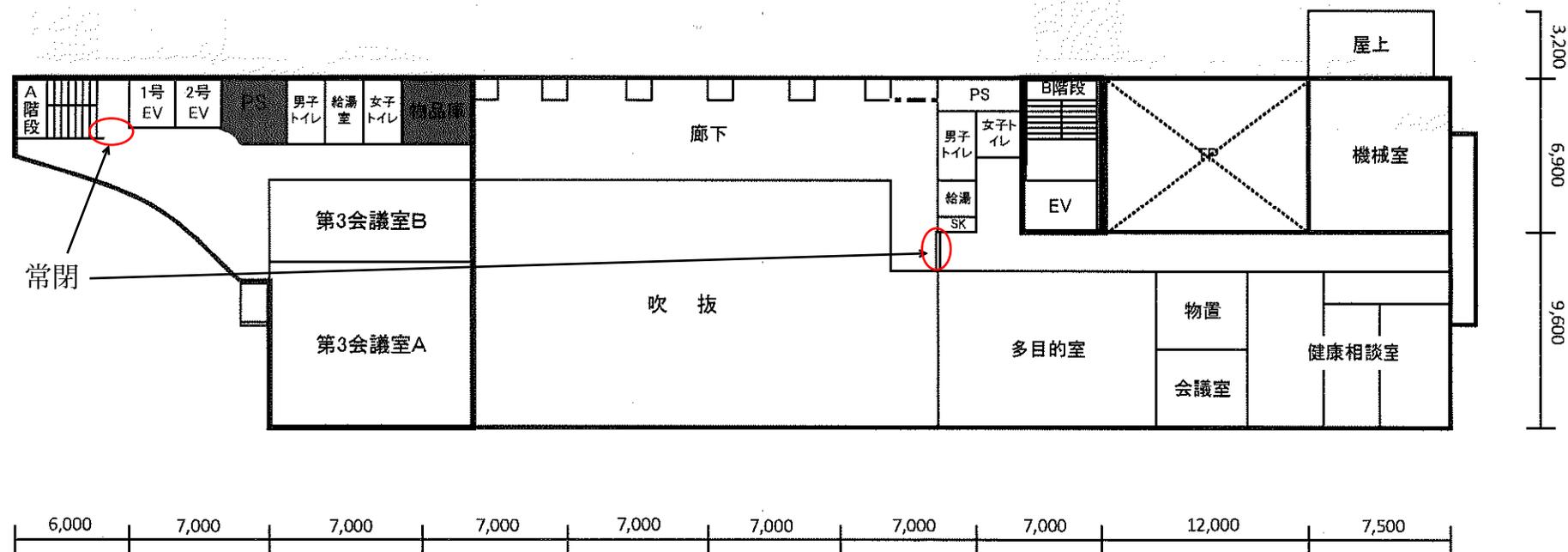
中央保健センター(3階平面図)



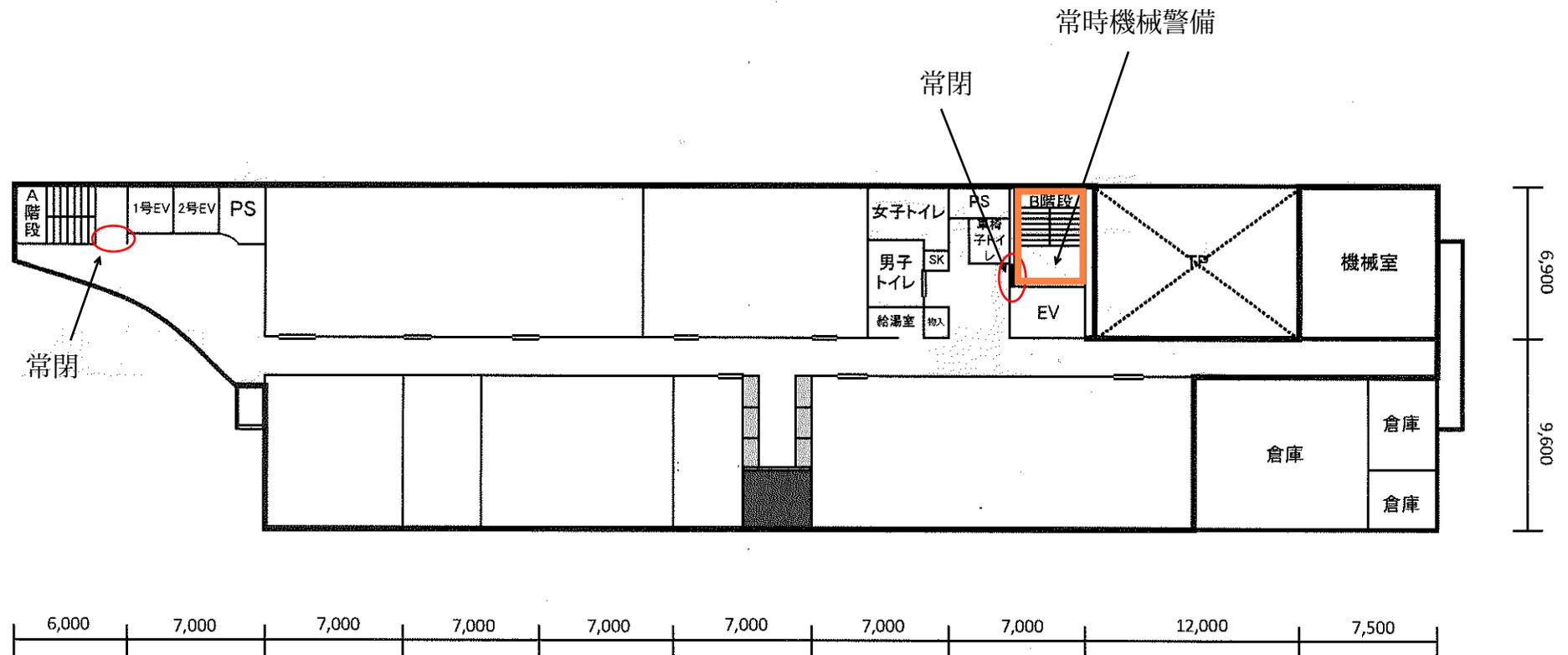
中央保健センター(4階平面図)



中央保健センター(5階平面図)

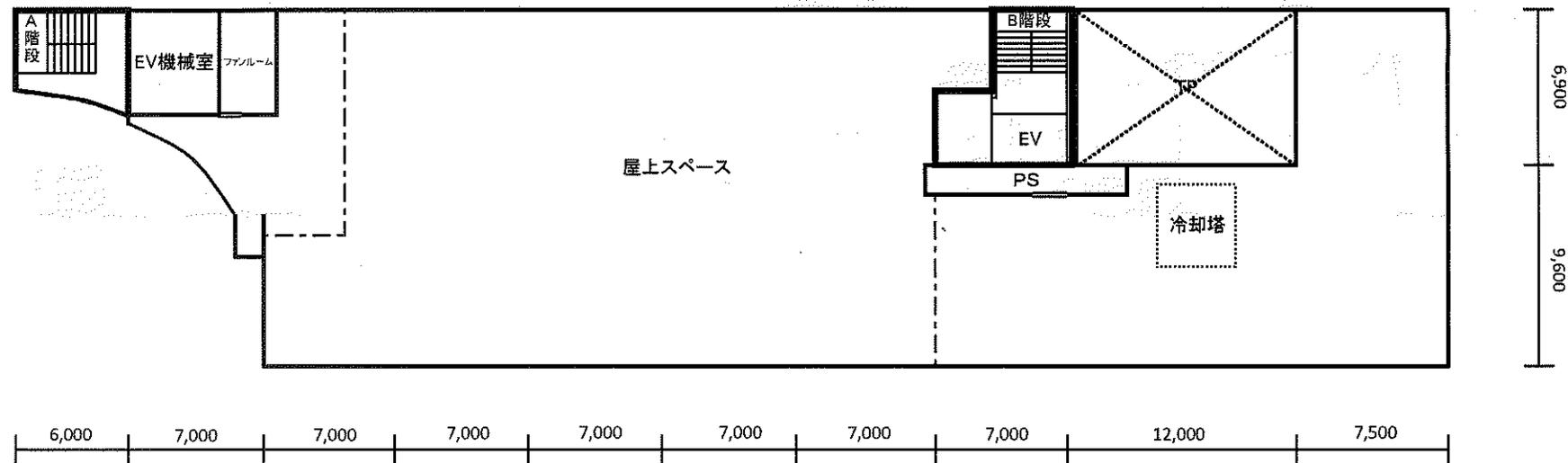


中央保健センター(6階平面図)



中央保健センター(屋上平面図)

<PH1>



<PH2>

